

入湯税特別徴収のしおり



—米沢市総務部税務課・納税課—

必ずお読みください

令和7年10月版

<改訂履歴>

年月日	改訂内容
令和7年10月1日	・「3 課税免除(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者」の入浴料金を300円から 470円に変更 ・「4 税率」の税率記載順序を変更 ・「4 税率」に「自炊」の取り扱いを記載 ・「7 特別徴収の手続き」に eLTAX(エルタックス)の利用を記載。 ・「9 経営申告書の提出」に「(3)休業・閉業となったとき」を記載

目次

1	はじめに
2	納税義務者
3	課税免除
4	税率
5	徴収方法
6	特別徴収義務者
7	特別徴収の手続き
8	延滞金・加算金
9	経営申告書の提出
10	帳簿（入湯税徴収原簿）の記載
11	実地調査
12	参考資料（条例等の規定等）
13	様式

1 はじめに

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備含む。）に要する費用に充てるための目的税で、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯に対し、入湯客にご負担いただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び米沢市市税条例の規定により、鉱泉浴場の経営者の皆様に、入湯客から徴収していただき、毎月、米沢市に申告納入していただく「特別徴収の方法」によることとされています。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、このしおりをご覧ください、入湯税の徴収方法や申告納入の手続きについてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

2 納税義務者

市内の鉱泉浴場（温泉施設）において入湯した入湯客です。

※ 鉱泉浴場・・・原則として温泉法に規定する温泉を利用する入浴施設

※ 温泉・・・・・・温泉法において「地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで一定の温度又は物質を有するもの」

- ・ 温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も対象です。
- ・ 入湯客の入湯行為に対して課税されるため、鉱泉浴場（温泉施設）の無料招待による入湯行為であったとしても、入湯税は課税されます。

3 課税免除

次のいずれかに該当する者については、入湯税の課税が免除されます。

（１） 年齢１２歳未満の者

→【手続】受付時に年齢を確認の上、１２歳未満の場合は、課税を免除してください。

（２） 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

① 共同浴場・・・・寮、社宅、療養所等に付設され日常の利用に供される施設

② 一般公衆浴場・・住民が日常の公衆衛生のために利用する銭湯^{注１}などの施設

注１ 銭湯とは物価統制令の規定に基づき都道府県知事が入浴料金を指定している公衆浴場（山形県は平成７年以降税抜３００円）ですが、本市では、物価高騰を反映し、令和７年１０月より、物価統制令の規定に基づく入浴料金の全国平均（**税抜４７０円**）を超えない公衆浴場が対象です。

※一般公衆浴場における課税免除の補足

- ・ 平日、土日祝日等により入浴料金変動する場合は、入浴料金が**税抜４７０円**を超えない日のみ入湯税の課税が免除されます。
- ・ 入浴料金が**税抜４７０円**を超える場合は、安価な回数券や割引クーポン券等を使用したとしても入湯税の課税は免除されません。

- (3) 学校教育法第1条に規定する学校（大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。）が教育活動の一環として実施する修学旅行、体育大会、文化交流大会、遠足、登山、マラソン、林間学校並びに体育及び文化活動に伴う合宿訓練に参加する児童、生徒及び引率者で、所属学校の長又は教育委員会の発行する証明書を有するもの

→【手続】受付時に「所属学校の長又は教育委員会の発行する証明書」を受取り、課税を免除してください。受取った証明書は、その月の入湯税申告書に添付して提出してください。

- (4) 東北総合体育大会及び国民体育大会並びに学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）の児童、生徒及び学生の全県規模以上の体育大会に参加する選手、監督、役員、報道員、視察員その他の大会関係者（当該体育大会の事務局を経由した者に限る。）で、市長が別に定める期間に入湯するもの

- ・ 旅行業者の添乗員やカメラマン、スポーツ大会応援のために参加する保護者などは該当しません。

→【手続】大会事務局からの依頼により市から入湯税課税免除についての通知をしますので、通知に基づいて課税を免除してください。市から通知のないもの及び各旅館・ホテルに直接依頼のあったものについては、お手数ですが市役所税務課までご確認ください。

4 税率

- | | | |
|-----------|---------|------|
| (1) 宿泊客 | 1人1泊につき | 150円 |
| (2) 自炊宿泊客 | 1人1泊につき | 75円 |
| (3) 日帰客 | 1人につき | 75円 |

- ・ 同一の鉱泉浴場であれば、入湯回数を問わず、宿泊客は1泊につき、日帰客は1日につき入湯税が課税されますが、複数の鉱泉浴場において入湯する場合には、それぞれの鉱泉浴場ごとに課税されます。

- ・ 「自炊」とは、以下の場合が該当します。

①療養目的で宿泊する場合

②旅館（施設）の厨房施設を利用せず、宿泊者が旅館（施設）から自炊用に用意された施設や、持参具を利用して主食あるいは副食を調理する場合

③素泊まり宿泊の場合

5 徴収方法

特別徴収の方法となります。

- ・ 「特別徴収」とは、法律及び条例に基づき指定された特別徴収義務者の方に、納税義務者から税金を徴収していただき、米沢市に納入していただく方法です。

6 特別徴収義務者

鉱泉浴場（旅館など）の経営者です。

7 特別徴収の手続き

特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を提出し、その納入金を納入書にて納めてください。

提出期限後に納入申告書の提出があった場合には、不申告加算金が課されることがありますので、必ず期限内の申告をお願いいたします。

また、eLTAX（エルタックス）からの申告納付も受け付けておりますので、ご活用ください。

8 延滞金・加算金

（1）延滞金

ア 法定納期限の翌日から1月を経過する日まで

- ・当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は、各年の延滞金特例基準割合に1%を加算した割合か、年7.3%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

イ アの翌日以降

- ・アの翌日以降は延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合か、年14.6%のいずれか低い割合を乗じて計算した金額となります。

※ 特例基準割合とは

銀行の平均貸付割合を基に財務大臣が告示する割合 + 1%

(2) 加算金

過少申告された場合には過少申告加算金が、期限までに申告されなかった場合には不申告加算金が、故意に税額を免れようとした場合は重加算金が課されます。課される割合は次のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算) (法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の12第5項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、不申告や期限後に申告があったとき (法第701条の13第2項)	納入すべき税額×40%
加算金の加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から5年以内に、不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがあるとき (法第701条の12第4項) (法第701条の13第3項)	上記加算金の割合+10%を加算 (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

9 経営申告書の提出

(1) 新たに鉱泉浴場を経営しようとするとき

鉱泉浴場を経営しようとする者は、経営を開始する日の前日までに、必要事項を記載した「鉱泉浴場経営申告書」を提出してください。

(2) 申告した内容に異動があったとき

経営者や施設の概要など、これまでに申告いただいた内容に異動があった場合には、直ちに「鉱泉浴場経営変更申告書」を提出してください。

(3) 休業・閉鎖となったとき

鉱泉浴場経営を一時休業、又は閉鎖しようとする場合は、「鉱泉浴場経営休業・閉鎖申告書」を提出してください。

10 帳簿（入湯税徴収原簿）の記帳

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者）は、入湯客数、課税免除となる入湯客数、入湯税額を帳簿に記帳し、1年間保存しなければなりません。

なお、帳簿については、様式と同様の事項が網羅されたものであれば、書式等が異なる業務用帳簿を代用しても構いません。

11 実地調査

鉱泉浴場に対しましては、必要に応じて、実地調査を行わせていただきますので、ご協力をお願いします。（法第701条の5第1項）

12 参考資料（条例等の規定等）

（1）米沢市市税条例（抄）

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第124条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第125条 次に掲げる者に対しては、入湯税を課さない。

- （1） 年齢12歳未満の者
- （2） 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- （3） 学校教育法第1条に規定する学校（大学、高等専門学校及び幼稚園を除く。）が教育活動の一環として実施する規則で定める行事に参加する児童、生徒及び引率者で、所属学校の長又は教育委員会の発行する証明書を有するもの
- （4） 東北総合体育大会及び国民体育大会並びに学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）の児童、生徒及び学生の全県規模以上の体育大会に参加する選手、監督、役員、報道員、視察員その他の大会関係者（当該体育大会の事務局を経由した者に限る。）で、市長が別に定める期間に入湯するもの

（入湯税の税率）

第126条 入湯税の税率は、次の各号に掲げる額とする。

- （1） 宿泊した入湯客1人1泊について 150円
- （2） 日帰りの入湯客1人について 75円
- （3） 宿泊した自炊入湯客1人1泊について 75円

（入湯税の徴収の方法）

第127条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第128条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、当該鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税

を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、その納入金を納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る不足税額等の納入の手続)

第129条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第130条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次の各号に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 經營開始の年月日

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、市長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第131条 入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第132条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によって保存すべき帳簿を1年間保存しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の罰金を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同項の罰金を科する。

(2) 米沢市市税規則（抄）

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税の課税免除）

第24条 条例第125条第3号に定める行事は、修学旅行、体育大会、文化交流大会、遠足、登山、マラソン、林間学校並びに体育及び文化活動に伴う合宿訓練とする。

(3) 地方税法（抄）

第4章 目的税

第4節 入湯税

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人1日について、150円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によって徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によって納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかった税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権）

第701条の5 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第1号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方法、磁気的方法そ

他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録があつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第1項第1号及び第2号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 特別徴収義務者
- (2) 納税義務者及び納税義務があると認められる者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第1項の規定にかかわらず、第701条の18第6項の定めるところによる。

5 第1項又は第3項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第701条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (2) 前条第1項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記録若しくは記録した帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者
- (3) 前条の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第701条の7 第701条の4第2項の規定によって徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった特別徴収義務者は、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかった金額が100万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、100万円を超える額でその納入しなかった金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第1項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第1項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第701条の8 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第701条の9 市長村長は、第701条の4第2項の規定による納入申告書の提出があった場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかった場合においては、その調査によって、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前2項の規定によって更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によって、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前3項の規定によって更正し、又は決定した場合においては、遅延なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第701条の10 市町村の徴税吏員は、前条第1項から第3項までの規定による更正又は決定があった場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第701条の4第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。)の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第1項又は第2項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金)

第701条の11 入湯税の特別徴収義務者は、第701条の4第2項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第701条の4第2項の納期限までに納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び申告加算金)

- 第701条の12 納入申告書の提出期限までにその提出があった場合(納入申告書の提出後にその提出があった場合において、次項ただし書又は第7項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があったときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に100分の10の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があった場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があった場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合においては、この限りではない。
- (1) 納入申告書の提出期限後にその提出があった場合又は第701条の9第2項の規定による決定があった場合
- (2) 納入申告書の提出期限後にその提出があった後において第701条の9第1項又は第3項の規定による更正があった場合
- (3) 第701条の9第2項の規定による決定があった後において同条第3項の規定による更正があった場合
- 3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第7項の規定の適用がある場合を除く。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第2号又は第3号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額)が50万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した

金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 4 第2項の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは第7項の規定の適用がある場合又は納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においてその提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときを除く。）において、納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときに徴収されたものを除く。）又は重加算金（次条第3項において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあるときは、第2項に規定する不申告加算金額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第2項に規定する納入すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 5 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第2項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、当該税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 6 市町村長は、第1項の規定によって徴収すべき過少申告加算金額又は第2項の規定によって徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅延なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 7 第2項の規定は、第5項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（入湯税に係る納入金の重加算金）

- 第701条の13 前条第1項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令に定めるところにより、同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に100分の35の割合を乗じて計算した金額相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 2 前条第2項の規定に該当する場合（同項ただし書きの規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後

にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額に100分40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前2項の規定に該当する場合において、これらの規定に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第701条の9第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して5年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがあるときは、前2項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第1項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 市町村長は、前2項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第5項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第1項又は第2項の規定によって徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅延なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第701条の14 削除

第701条の15 削除

(入湯税に係る督促)

第701条の16 特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。)までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(入湯税に係る督促手数料)

第701条の17 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができる。

(入湯税に係る滞納処分)

第701条の18 入湯税に係る滞納者が次の各号に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

(2) 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第1号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。
 - 3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第1項第1号に規定する10日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第13条の2第1項各号の1に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。
 - 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第114条第1号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
 - 5 市町村の徴税吏員は、第1項から第3項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第86条第1項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
 - 6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
 - 7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。（入湯税に係る滞納処分に関する罪）
- 第701条の19 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をしたときは、その者は、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
 - 3 情を知って前2項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となった者は、2年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して前3項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否権等の罪）
- 第701条の20 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- (1) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
 - (2) 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第141条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、

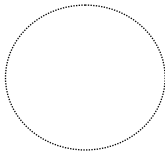
妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第701条の21 第701条の18第6項の場合において、国税徴収法第99条の2（同法第109条第4項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

様式第 77 号



入湯税納入申告書(年 月分)

年 月 日 米沢市長 あて		特 別 徴 収 義 務 者	住 所 (所在地)	
			氏 名 (名 称)	
			(代表者氏名)	
			法人番号	
鉾 泉 浴 場 施 設	所在地			
	屋 号		電話番号	
区 分		入 湯 客 数	税 率	入 湯 税 額
宿 泊 の 客		人	1 人につき 1 5 0 円	円
自炊による宿泊の客		人	1 人につき 7 5 円	円
日 帰 り の 客		人	1 人につき 7 5 円	円
合 計		人		円
米沢市市税条例第 128 条第 3 項の規定により、上記のとおり入湯税の納入について申告します。 なお、米沢市市税条例第 125 条の規定による入湯税課税免除の適用者については、次のとおりです。				
区 分		入 湯 客 数		備考
		宿 泊 の 客	日 帰 り の 客	
課 税 免 除 適 用 者	年 齢 12 歳 未 満 の 者	人	人	
	学 校 行 事	人	人	
	体育大会(大会事務局を 経由した者に限る。)	人	人	

注意事項 この申告書は、毎月 15 日までに提出してください。

— 問 い 合 わ せ —

【税務課】税制担当…入湯税の申告、課税免除について（内線 2310～2314）

【納税課】管理担当…入湯税の納入について（内線 2401、2402、2411）

米沢市役所 TEL (0238) 22-5111 (代)